消費税率引き上げに伴う電気料金のご請求金額変更と約款変更について

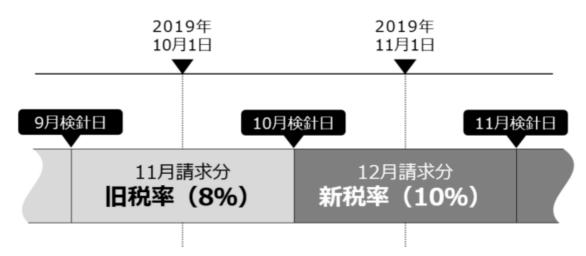
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、2019 年 10 月 1 日から、消費税率が 8%から 10%に引き上げられます。

これに伴い、弊社の電気料金のご請求金額につきましても 2019 年 10 月の検針日以降のご使用分より、下記のとおり新税率(10%:地方消費税含む)を反映させて頂きます。

1. 新税率の適用開始時期

●2019年10月の検針日以降のご使用分から新単価を適用いたします。

《適用開始時期のイメージ図》



- (注) ・2019 年 10 月 1 日を境とした日割計算は行いません。
 - ・2019 年 10 月 1 日以降にお引越しや新築などにより、新規ご利用のお客様はご利用開始日から新税率(10%)を適用いたします。
 - ・検針日はお客様ごとに異なります。
 - ・請求書発行手数料等の手数料は10月1日以降の請求分から新税率(10%)を適用いたします。

2. 新税率に伴う料金単価の変更

- ●電気料金には、消費税相当額が含まれています。そのため、新税率(10%)を反映した料金に変更いたします。 ※再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については変更となりません。
 - ※新単価については「電気需給約款および料金メニュー約款(2019年10月1日実施)」をご確認下さい。

3. 電気需給約款及び料金メニュー約款の変更

●消費税率引き上げに伴い、2019 年 10 月 1 日より、料金メニュー約款を変更いたします。 変更内容につきまして、新しい料金メニュー約款につきましては、弊社ホームページ(http://chubu.enearcdenki.jp/) に掲載いたします。

4. お問合せ先

株式会社エネアーク中部

電話番号 052-218-7617